

## 平成16年度第2回社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成16年7月15日（木）午後2時～5時20分

2 開催場所 浦安市中央公民館 3階 第2会議室

### 3 出席者

#### （委員）

田中（實）委員長、梅澤副委員長、小澤委員、山本委員、中村委員、  
田中（照幸）委員、津矢田委員、田中（旻）委員

#### （事務局）

教育長、生涯学習部長、同次長（山田）、生涯学習課長、生涯学習課副主幹、  
市民スポーツ課長、青少年課長、美浜公民館長、中央図書館副館長、視聴覚  
ライブラリー館長、郷土博物館長、青少年センター所長（兼）青少年館長、  
社会教育係長、同係

### 4 議 題

#### （1）前回会議内容の確認

#### （2）協議事項

1）平成16年度 社会教育関係団体の認定について（4件）

#### （3）報告事項

- 1）平成15年度 事業実績報告に対する質問
- 2）平成16年度 学校・地域連携推進事業の支援状況について
- 3）市民ミュージカル参加者募集
- 4）浦安市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
- 5）平成16年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について

#### （4）その他

- 1）平成16年度 船橋地方社会教育連絡協議会研修視察について
- 2）平成16年度 人権教育地区別研修会について
- 3）次回会議日程について
- 4）社会教育関連施設の開館日増加等による利用状況について
- 5）社会教育関係団体の教育委員会バスの利用について
- 6）社会教育関係団体の年間認定数について

#### （5）浦安市における社会教育の振興について（答申作業）

### 5 議事の概要

#### （1）前回会議内容の確認

平成16年度第1回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

#### （2）協議事項

- 1）平成16年度 社会教育関係団体の認定について（4件）

あ	き	の	会	承	認
ジ	ー	ル		承	認
夢	の	子	会	承	認
日	の	出	レ	ディ	ー
			ス	ヨ	ガ
				承	認

#### （3）報告事項

- 1）平成15年度 事業実績報告に対する質問

- 前回の会議で保留した所管への質問を受け付けた。
- 2) 平成16年度 学校・地域連携推進事業の支援状況について
  - 3) 市民ミュージカル参加者募集  
2) 及び3) について、生涯学習課長より説明した。
  - 4) 浦安市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について  
視聴覚ライブラリー館長より説明した。
  - 5) 平成16年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について  
青少年課長より説明した。

#### (4) その他

- 1) 平成16年度 船橋地方社会教育連絡協議会研修視察について
- 2) 平成16年度 人権教育地区別研修会について  
1) 及び2) について、委員の参加意向を聞いた。
- 3) 次回会議日程について  
次回の会議は、平成16年9月16日の開催予定。
- 4) 社会教育関連施設の開館日増加等による利用状況について  
4月から実施した社会教育関連施設の開館日増加及び開館時間延長による利用状況を、生涯学習部長より説明した。
- 5) 社会教育関係団体の教育委員会バスの利用について  
委員より質問があった件について、事務局より説明した。
- 6) 社会教育関係団体の年間認定数について  
委員より質問があった件について、生涯学習課長より説明した。

#### (5) 浦安市における社会教育の振興について(答申作業)

文教大学の野島正也氏に同席いただき、「社会教育の現状と展望、社会教育関係団体の実態と望まれるもの」についての講義のほか、今後の進め方について協議した。

## 6 会議経過

### (1) 前回会議内容の確認

前回開催の第1回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

### (2) 協議事項

- 1) 平成16年度 社会教育関係団体の認定について(4件)  
平成16年度社会教育関係団体の認定申請について、新規に申請のあった4団体の概要を生涯学習課長より説明した。  
その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

#### あ き の 会

- (質問) 製作した作品を、どのように活用しているか。  
(回答) 年間を通して製作した作品を文化祭に展示している。そのほか、会員等が身に付ける作品を製作することで、洋裁技術を高めている。  
(質問) 恵まれない方たちへ、製作した作品を寄付する提案はないのか。  
(回答) 自分たちの洋裁の技術を高め、会員相互の交流を図ることが活動目的であり、自分たちの生涯学習の範囲内で活動している。

#### ジ ャ ー ル

- (質問) 他のダンスサークルに比べると、講師謝礼が高額と考えられるがいかがか。  
(回答) ガイドラインでは、講師謝礼は1回1万5,000円を越えない範囲とされ、月4回の活動で講師謝礼4万円は範囲内と判断する。

## 夢の子会

(質問) 対象年齢は何歳か。

(回答) 入園前の子どもが対象である。

(質問) 手遊び歌やおりがみ工作などの活動を行う際、会員の保護者が持ち回りで講師的役割を担っているのか。

(回答) 健康増進課や市の保育園出前講座を利用して、遊びの指導や計測を行っていてもいる。

(意見) 少子化や核家族化、近所との付き合いが乏しくなっている現在、市がさまざまな面で支援ができる体制を整備することで、このような子育てサークルがもっと増えて欲しい。

## 日の出レディースヨガ

(質問) 活動の成果を発表する場の設定は考えていないのか。

(回答) ヨガサークルには、文化祭等で発表しているサークルも存在する。会員の健康を図ると同時に、活動をより地域に広めていくことも必要と考えることから、今後助言していきたい。

(意見) 長く活動している団体は、親睦を中心とした活動ではなく、今までの活動から得たノウハウ・技能を、他の方向へ向けていくような前向きな目的が必要と考える。

(質問) 認定後、団体に対して指導的なものをされているのか。

(回答) 現在の認定要綱では、団体への指導については一切触れていない。一度認定すると半永久的なものとなる。今回、諮問した中で、社会教育関係団体の支援・育成を提案している。先日、近隣市の状況をまとめた資料を配付したが、それらを参考とし、本市も見直しをしていきたい。また時代にあった活動に団体が少しでも近づくよう指導・助言をしていきたい。同時に、申請資料の記載項目も精査し、様式を変更していきたい。

なお、認定要綱には「認定の取消し等」の項目がある。認定の要件を欠いたときには、認定を取り消すことができるが、事務局側がチェック機関として捉えてこなかったという反省もある。

(質問) 公民館では、月4回の活動を確保できるのか。

(回答) 公民館予約システムにより運用しているため、原則、1団体、最高月4回、1回4時間の活動はできる。なお、公民館によっては利用団体が多いところもあり、1回の活動時間を短時間で区切っている館もある。

(質問) 団体を認定するか否かの判断として、ガイドラインでは、団体の活動目的が「社会教育事業に当てはまっていること」とされている。この「社会教育事業」の捉え方を再検討していく時期にきていると判断していいのか。

(回答) 社会教育事業という言葉が広義に捉えられているので、委員からの意見をいただき、定義づけしていきたい。

## (3) 報告事項

### 1) 平成15年度 事業実績報告に対する質問

前回、第1回会議において保留した図書館、視聴覚ライブラリー、郷土博物館、青少年センター、青少年館の15年度事業実績報告についての質問を受け付けた。

その際に表明された質問は次のとおりである。

(質問)今年度、拡大図書製作協力者養成講座を実施しない理由は何か。

(回答)一般図書が利用できない方へのサービスとして、拡大図書、点訳図書、録音図書により対応している。そのサービスを行うための協力者を養成する目的で開催しているが、全講座を開催することが困難である。今年度は点訳と録音図書製作の養成講座を計画しているが、今後も周期的に開催していく。

(回答)図書館のほかに、ボランティアセンターでも拡大図書製作の養成講座を開催している。

(質問)名作映画鑑賞会のフィルム選定は誰が行っているのか。

(回答)図書館職員がテーマを選定し、作品を選んでいる。

(質問)博物館における幼稚園の利用状況を聞かせて欲しい。

(回答)14年度では1220人、15年度では前年度の倍の2394人という状況である。特に屋外展示場での昔遊びやベカ舟の乗船体験を通して博物館に興味を持ち、浦安の文化に親しんでいる。

## 2)平成16年度 学校・地域連携推進事業の支援状況について

生涯学習課長より補助金支援団体の状況について説明した。その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

(質問)学校関係3団体への補助はいつ頃から行っているのか。

(回答)美浜南小いろいろやってみる会は3年目、明海小学校区課外活動推進委員会は2年目、富岡お父さんの会は3年目の補助金交付となる。

(質問)それぞれの活動内容はどのようなものか。

(回答)美浜南小いろいろやってみる会では、校庭を使った遊びのほかに、コンピュータ室を活用した子どもと大人のパソコン体験、夏のお楽しみ会を開催している。明海小学校区課外活動推進委員会では、第2・4土曜日に学校施設を利用し、音楽発表や野球、サッカーのほか、プールを利用したいかだ遊びを開催している。富岡お父さんの会では、校庭を使つての夏休みキャンプ体験をはじめ、落語会の開催や釣りの催しなどを行っている。

(意見)昨年、富岡お父さんの会を見学した際、会員が飲酒をしていた。補助金を交付された団体のため、少し考えるべきである。

(回答)自治会等からの差し入れがあり、飲酒をしていたようである。今年度は、補助金の審査の前に団体にその旨を申し入れた結果、改善していきたいという意向が示された。

(質問)補助金対象は何団体を想定しているのか。

(回答)昨年は10団体に補助金を交付した。小学校区を対象にすると21団体であるが、なかには市全域をカバーする団体もあるため、今年度は20団体を想定している。比較的新町に団体設立が多い傾向があるため、地域に偏りがないように留意していきたい。

(質問)全体の予算額はいくらか。

(回答)200万円の予算で、すでに9団体、約90万円の補助が決定している。

(質問)各団体から提出された事業計画や予算を基に、補助額を決定しているのか。

(回答)事業計画書と予算書を提出していただき、自己資金も含めた総額の予算の中で補助すべき部分を検討し、金額を決定している。

(質問)補助額は団体により異なるのか。

(回答) その通りである。

### 3) 市民ミュージカル参加者募集

生涯学習課長より説明した。その際に表明された質問は次のとおりである。

(質問) 演出・脚本・振付・音楽・舞台製作はプロの劇団へ依頼するが、市民から希望があった場合には学習という側面から、プロの劇団と組んで携われるものなのか。

(回答) 前回では、バレエ教室での指導者や、子どものミュージカル団体の指導者とも十分にコンタクトを取り、部分部分で指導していただいた。シナリオなどミュージカルの核となる部分はプロの劇団にお願いしていく。

(質問) 将来的には、自立した市民ミュージカルを立ち上げていく考えはあるのか。

(回答) 文化会館には、照明をはじめとしたさまざまな舞台上の知識や、音響の技術を持った職員がいる。また文化行政の企画を担当している市長部局の文化国際課では、現在、文化の基本政策等を作成しているため、総合芸術のミュージカルが発展的に上演できるような組織を目指せるよう意見を述べていきたい。

### 4) 浦安市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について

視聴覚ライブラリー館長より説明した。

### 5) 平成16年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について

青少年課長より説明した。その際に表明された質問は次のとおりである。

(質問) 募集人数に満たなかった要因は、少子化も一因するのか。

(回答) 個人的な予定や、学校部活動の参加などと重なった結果である。

## (4) その他

### 1) 平成16年度 船橋地方社会教育連絡協議会研修視察について

### 2) 平成16年度 人権教育地区別研修会について

1) 及び2) について、参加意向を聞いた。

### 3) 次回会議日程について

次回の会議は、平成16年9月16日の午後2時から中央公民館で開催する予定である。

### 4) 社会教育関連施設の開館日増加等による利用状況について

4月から実施した社会教育関連施設の開館日増加及び開館時間延長による利用状況を、生涯学習部長より説明した。

祝日開館及び平日午後8時までの開館時間延長に踏み切った中央図書館では、特に祝日の利用状況が日曜日利用の約7割であった。

また、総合体育館や中央武道館では週1回の定休を月2回の定休に変更したことにより、利用が徐々に増加している状況でもある。

### 5) 社会教育関係団体の教育委員会バスの利用について、委員より質問があった。

(質問) 教育委員会バスの使用申請をしても、なかなか借りられないと聞いたが、優先順位等、どのようなシステムになっているのか。

(回答) 幼稚園や学校行事などが優先されるほか、利用人数にも規定がある。

### 6) 社会教育関係団体の年間認定数について、委員より質問があった。

(質問) 年間で、どのぐらいの団体を社会教育関係団体として認定しているのか。また、多くの団体を認定してきているが、公民館の施設利用に支障をきたしていないのか。

(回答) 年間では15～20件を審査し、実質480団体が社会教育関係団体として活動している。

また、会場が使えなくなるということとは直接的な繋がりはない。公民館利用団体がすべて社会教育関係団体ではない。なお単位PTAも社会教育関係団体として認定しているが、すべてが公民館を利用しているとは限らないといった状況もある。

## (5) 浦安市における社会教育の振興について(答申作業)

### 野島正也氏の講義概要

社会教育事業の方向性、社会教育関係団体への対応及びNPOとの関わり方の3つのポイントについて講義する。

1つ目のポイントは、社会教育事業の方向性である。

その1点目は「現代的課題」の視点での事業展開である。公民館等の施設や市の出前講座など、多くの講座を提供している。限られた予算内で講座を開催するため、現代的課題という視点で少し整理をする必要がある。それぞれの自治体で何が現代的課題なのか、予算を充当するに値する事業かを考える必要がある。

実際には、出前講座や、家庭教育学級・高齢者向け講座・市民講座などの定期講座、講演会を通じて社会教育事業を実施することとなる。

また、出前講座や定期講座に出席できない方に対しては、講座内容をテキスト化しておくことで、学習の機会が与えられる。さまざまな方法で現代的課題をキーワードとし、事業を展開することが大切である。

2点目は、学社連携・融合事業の推進である。学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようという学社連携事業であったが、必要な連携・協力は必ずしも十分ではなかった。この反省に立ち、学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもの教育に取り組んでいこうとする学社融合が出てきた。これは、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。全国的な動向では、公民館等での通学合宿、セカンドスクールとしての郷土博物館、地域との交流を深めるということでは非常に意義のある学校開放講座がある。また、子どもの教育場面では学校での体験学習が非常に重要になってくる。先生のみでは対応しきれないこともあり、技術を持った方による学校支援ボランティアも学社融合事業の一つである。

3点目は、家庭と家庭教育の支援である。家庭教育セミナーの実施や子育てサロンの開設のほか、家庭教育アドバイザーや子育てカウンセラーにより、家庭教育を側面から支援していく。

4点目は、生涯学習・社会教育調査の実施である。特に施設利用に関しては動向調査を行うことで、現状分析や対応策を探ることができる。施設利用状況の把握や市内の社会教育関係団体、NPO団体の活動状況の把握についても、適時定期的に調査しておく必要がある。

2つ目のポイントとして、社会教育関係団体への対応がある。社会教育法第10条で、社会教育関係団体の定義がされている。社会教育に関する事業を行うことが社会教育関係団体の基本的な性格である。同法第11条

～ 14条では、こうした社会教育関係団体に対する行政（特に教育委員会）の対応が規定されている。

社会教育関係団体の基本的な性格は、対外的な社会教育事業を行う団体である。例えばPTA活動を通して地域の教育環境を良くしていったり、レクリエーションの技術を持った方がさまざまなイベントの開催や、指導を行ったりすることも社会教育関係団体である。しかし、実際は構成員の学習の向上を重視する団体が多くを占めている。浦安では、メンバーの学習の向上を重視する団体を社会教育関係団体と呼ぶ傾向が強い。法の趣旨に基づき、もう一度見直していく必要がある。そして現実も踏まえて、どういう対応を取ったらよいかを考えていく必要がある。

次に公民館施設利用との関係である。社会教育法第22条には公民館設置の目的に沿って「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」と明記され、これがサークル活動の根拠となる。地域でさまざまな社会教育の向上を目指す活動をしている団体には、施設利用に際して減免が必要との考え方が基本にある。しかし社会教育関係団体の性格が変化したときのことを考え、再度見直していく必要がある。

前回の会議で、公民館でのサークル活動が活発になり、公民館によっては活動しづらい状況にあるとの意見があった。公民館を使って自主的に活動していくとなると、当然施設が限られてくる。今、住民は活動する場所を欲している。その際、比較的自由に場所を借りて活動できる自治会館やコミュニティセンターはあるが、活動分野が社会教育や生涯学習に限らず広範囲となる。社会教育、生涯学習といふかなり広い目的で、比較的自由に場所の提供を受けながら自主的に活動できるのは、公民館よりもむしろ市の条例のみで設置できる生涯学習センター的な施設が使い勝手が良い。公民館以外に自治体の工夫で、社会教育、生涯学習に相応しい施設を作り出している。これからは社会教育、生涯学習という分野で、しかも住民の方たちが自主的に活動が展開できるような場所が期待されている。

3つ目のポイントは、NPOとの関わりである。現在NPO団体は1万6000を超え、そのほとんどが東京に集中している。17の活動分野があり、社会教育の推進、まちづくりの推進、子どもの健全育成、文化・芸術の振興といった社会教育分野が含まれている。

いままでは自治会やPTAなど地縁型の市民活動が盛んであったが、現在では、環境問題や子どもの健全育成についての活動など、テーマ型の市民活動が発展してきている。今後は団塊の世代の動向が注目されている。

NPOは要件をすべてクリアしていれば認証され、法人格を取得できる。社会教育関係の活動をしているNPOであるから常に正しい団体であり、積極的に支援していくという判断は危険である。常に市民と共にその動向をチェックする必要がある。

行政としては、しっかりとした市民団体として育成していくことを趨勢とし、NPOセンター等の活動拠点の提供、公共の広報媒体を使っての情報の提供・支援、委託・共催事業の実施、助成金の対応をしている。生涯学習・社会教育行政としてはどのように関わっていったらよいかを考えていく必要がある。

## 意見交換

青少年館の運用をはじめ、来年度には青少年の宿泊施設を開設していく。昨今の青少年による殺傷事件もあり、青少年に対する取り組みを現

代的課題として捉えていく必要もある。

公民館では人の出入りを通して人間関係が作られてくる。情報を伝えたり、意見を交換したりすることで次第にネットワークが形成されてくる。予算がカットされ、事業が縮小されると、まちや地域が持っている人のネットワークが衰退していく。いろいろなコミュニケーションができる環境をつくっていくという点では、社会教育・生涯学習が大きな成果をあげている。

高齢化率が全国的に低い自治体である。健康の維持・増進にはスポーツの果たす役割も大きい。社会教育の中でスポーツや健康という視点も必要と感じる。

総合型スポーツクラブでは、ノウハウを持った方が少ない、施設が確保できないといった要因で、順調にはいっていない。民間では自前で場所を確保することが難しい。組織作り、人材作りがある程度できていても、最終的には施設の問題が残る。浦安ではスポーツ施設が多くありその点はバランスが良いかもしれないが、むしろソフト面に工夫する必要がある。

自治法の改正により、指定管理者制度が創設された。市では方針を打ち出し、今後は、現行の設置管理条例を改正する動きがある。現状では直営の公民館や図書館なども、視野に入れて考えていく必要もあるが、職員の配置等さまざまな問題もはらんでくる。この制度導入をどのように捉えていったほうが良いか。

3割社会教育と言われているが、やり方によっては利用増加が見込める。その打開策を職員または指定管理者のどちらかが携わった方が良いのか、実態はわからない。そこに目をつけてきたのがNPOである。職員ができる範疇と比較され、NPOでの実績をプレゼンテーションされたら、敵わない部分がある。きちんとした実績や計画を持ち、人材確保をしている点を主張した方が勝ちの時代にある。

青少年館を整備し青少年の活動の場を提供しているが、来館しない方への取り組みはどうしたらよいか。

地域の方が、スポーツ指導をしたり、製作活動に携わったりして、子どもたちのための活動を行っている。それに対して行政も助成金交付で対応している。施設を中心にしたものと、団体を中心とした活動の場を整えていくことも必要である。

子どもたちが行きやすい施設を提供することが必要と感じる。

特に文部科学省では子どもの居場所作り事業に力を入れている。学校、公民館など公的な場所を、うまく人と人とのつながりの場、子どもたちの居場所としていくことが、これからは非常に大事になる。

## 今後の進め方について

**(事務局)** 今後の答申作業を円滑に進めていくため、分科会形式を事務局から提案する。検討事項を「社会教育施設の設備の充実等」「社会教育活動の普及」と、「社会教育関係団体の育成・支援」「NPO団体の取扱い」とに分け、次回からそれぞれの分科会で協議していただきたいと考える。

**(委員)** 全般を委員全員で協議した後、分科会に分かれ、その後に再度全員で協議するというスタイルも考えられる。委員が少ない中で、これだけの課題を2つに分けて協議することは大変な作



業である。

(事務局) 今後は分科会に分かれて協議していただくこととなるが、まずは取り掛かりとして分科会形式ではなく、全体で協議するというので次回開催したいと考えるがいかがか。

(委員) 全員の意見を聞いた後で、グループ分けをすればかなり話し合いが煮詰まると考える。

(事務局) 今回はグループに分けず、次回の全体会が終了した時点でグループ分けを行うことではいかがか。

(委員) 個人的にはその方法がよい。

(事務局) 次回は全員によるフリートキングでいいか。

(委員) 現状の分析をして、問題点が洗い出される。それを受けて、各グループで話を煮詰めていくという方式がよい。

(事務局) 事務局としては、検討事項のすべてを委員全員で協議することになると膨大な事務量となるため、検討事項を分けることで集中して協議していただけるものと考えた。

(委員) 全部の検討事項を全員で協議する方がやりやすいと感じる。テーマを決めて自由に発言する方がよい。

(委員) 所属していないグループの検討事項にも意見を述べたいということもあるので、フリートキングの場を設けて欲しい

(委員) 2つの分科会に分けた場合、所属した分科会のテーマはよく研究するが、他の検討事項については疎かになる恐れがある。全体を知っていた方がよいと感じる。このことからテーマを決めて全体でフリートキングする方がよい。

(事務局) 9月・10月の会議で各部門ごとの検討事項を全員で協議し、11月にそれを基に分科会で再度協議していただく。その後1月の会議では分科会で協議した事項を全体でもう一度協議するという考えではいかがか。

(委員) その方法で実行し、無理な点が出てきたら、方向転換していった方がよい。

(事務局) では、9月の定例会では、社会教育関係団体の育成・支援とNPO団体の取扱いについて全体で協議していくこととする。10月の臨時会では、社会教育施設の設備の充実等と社会教育活動の普及について全体で協議する。11月の定例会では、分科会として開催する予定であるが、状況によっては全体でより深く協議していただくこととする。

以 上